

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（令和3年3月30日京都市条例第46号）（子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室）

保育所（保育所型認定こども園を含む。）及び幼保連携型認定こども園において，自ら避難することが困難な者であって，その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものの地震の発生時における安全性の確保を推進するため，次のとおり規定することとしました。

- 1 経過措置により，建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準への適合に関する規定（以下「耐震化規定」という。）を適用しないこととしていた保育所（保育所型認定こども園を含む。）及び幼保連携型認定こども園について，耐震化規定を適用することとします。
- 2 耐震化規定に違反する事業所又は施設の管理者等に対し，指導又は勧告を行うとともに，当該勧告を行ったときは，その旨及びその内容を公表することができることとします。

この条例は，令和4年4月1日から施行することとしました。

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第46号

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 児童福祉施設(第23条～第27条)」を
「第6章 児童福祉施設(第23条～第27条)を
第7章 雑則(第28条
第23条～第27条)に改める。
・第29条)」

本則に次の1章を加える。

第7章 雑則

(地震に対する安全性の確保に関する指導)

第28条 市長は，事業所又は施設が第4条の2，第7条の2，第10条の2，第15条の2又は第24条の2の規定(以下「耐震化規定」という。)に違反していると認めるときは，当該事業所又は当該施設の管理者又は長に対し，必要な措置を講じるよう指導を行うものとする。

(地震に対する安全性の確保に関する勧告及び公表)

第29条 市長は，前条の規定による指導を行った場合において，事業所又は施設がなお耐震化規定に違反していると認めるときは，当該事業所又は当該施設の管理者又は長に対し，同条の措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は，前項の規定による勧告をしようとするときは，あらかじめ当該勧告の対象となる事業所又は施設の管理者又は長にその理由を通知し，弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

3 市長は，第1項の規定による勧告を行ったときは，その旨及びその内容を公表する

ことができる。

(京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部改正)

第2条 京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準
(第17条～第21条)」を
「第3章 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設
第4章 雑則 (第22条・第23条)

備及び運営の基準 (第17条～第21条)
に改める。

」

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

(地震に対する安全性の確保に関する指導)

第22条 市長は、施設が第14条又は第19条の規定 (以下「耐震化規定」という。) に違反していると認めるときは、当該施設の園長に対し、必要な措置を講じるよう指導を行うものとする。

(地震に対する安全性の確保に関する勧告及び公表)

第23条 市長は、前条の規定による指導を行った場合において、施設がなお耐震化規定に違反していると認めるときは、当該施設の園長に対し、同条の措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ当該勧告の対象となる施設の園長にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

3 市長は、第1項の規定による勧告を行ったときは、その旨及びその内容を公表することができる。

(京都市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正)

第3条 京都市子ども・子育て支援法施行条例の一部を次のように改正する。

目次中「・第18条」を「～第20条」に、「第19条」を「第21条」に改める。

第19条を第21条とし、第4章中第18条を第20条とし、第17条を第19条とし、同章中同条の前に次の2条を加える。

(地震に対する安全性の確保に関する指導)

第17条 市長は、施設又は事業所が第5条又は第11条の規定 (以下「耐震化規定」

という。)に違反していると認めるときは、当該施設又は当該事業所の管理者に対し、必要な措置を講じるよう指導を行うものとする。

(地震に対する安全性の確保に関する勧告及び公表)

第18条 市長は、前条の規定による指導を行った場合において、施設又は事業所がなお耐震化規定に違反していると認めるときは、当該施設又は当該事業所の管理者に対し、同条の措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ当該勧告の対象となる施設又は事業所の管理者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

3 市長は、第1項の規定による勧告を行ったときは、その旨及びその内容を公表することができる。

(京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年3月27日京都市条例第66号）の一部を次のように改正する。

附則第2項前段中「含み、」の右に「児童福祉法第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園並びに」を加える。

(京都市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 京都市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成29年12月22日京都市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第6項前段中「又は児童福祉法第35条第4項による認可を受けた保育所の設置者」及び「又は改正後の条例第2条第2項第3号に規定する保育所型認定こども園」を削り、「含み、」の右に「改正後の条例第2条第2項第3号に規定する保育所型認定こども園並びに」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)